表埼玉県の項中「熊谷市」を「熊谷市　行田市　秩父市」に、「上尾市」を「上尾市　越谷市」に、「新座市　富士見市」を「新座市　桶川市　富士見市　蓮田市」に、「ふじみ野市」を「ふじみ野市　白岡市　北足立郡伊奈町」に、「同郡小川町」を「同郡小川町　同郡吉見町」に、「同郡ときがわ町　秩父郡東秩父村　児玉郡美里町」を「同郡ときがわ町　秩父郡横瀬町　同郡皆野町　同郡長瀞町　同郡小鹿野町　同郡東秩父村　児玉郡美里町　同郡神川町」に、「南埼玉郡宮代町　同郡白岡町」を「南埼玉郡宮代町」に改め、同表千葉県の項中「木更津市」を「館山市　木更津市　茂原市」に、「流山市　君津市」を「流山市　鴨川市　鎌ヶ谷市　君津市　富津市　四街道市　袖ヶ浦市」に、「白井市」を「白井市　南房総市　いすみ市　山武郡芝山町　長生郡一宮町　同郡睦沢町　同郡長生村　同郡長柄町　同郡長南町　夷隅郡大多喜町　同郡御宿町　安房郡鋸南町」に改める。

○総務省告示第百九十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の政党の代表者であった者から、当該政党が解散した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年四月十九日

総務大臣　新藤　義孝

政党の名称	政党が解散した年月日	政党の代表者であった者の氏名
国民新党	平成二十五年三月二十二日	自見庄三郎

○政治資金適正化委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年四月十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四三九八	二五、四、五	刈谷　敏久
四三九九	二五、四、五	髙橋　満穂
四四〇〇	二五、四、五	村田　朗
四四〇一	二五、四、五	山下清兵衛
四四〇二	二五、四、五	尾﨑　昌弘

○法務省告示第百五十五号

北海道砂川市役所備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十五年四月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

○国家公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

第一号の表四百六十八号の項中「木更津市下郡から同市中尾まで」を「東金市から木更津市まで」に改め、同表四百七十八号の項中「京丹波町」を「京丹波町才原野田」に、「八幡市から京都府久世郡久御山町まで」を「京都府船井郡京丹波町須知岩山から同府久世郡久御山町まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年四月二十一日から施行する。ただし、第一号の表四百六十八号の項の改正規定は平成二十五年四月二十七日から施行する。

○農林水産省告示第千三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大阪府豊能郡能勢町宿野四四五の八、四四五の九、四四五の一九（次の図に示す部分に限る。）、四四五の三七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び能勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡池田町大字会染七四五七の一、七四五七の二、七四六〇、七四六四から七四六七まで、須坂市大字井上字辛沢三一八六の一・三一八七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに須坂市役所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字高府字東大門一五六五二の三、一五六五三の一、一五六五五の四、一五六五五の五、字外石一九六三一の一、一九六三一の二、一九六三二、一九六三八から一九六四四まで、字大川坂四一七二の一、四一九八、四一九九、字大川東四二〇五、大字稲丘字西林五六〇一の一、五六〇三の二、大字瀬戸川字宮之入四七四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字南吉ヶ沢一三五五の一、一三五五の二四、一三五五の二八、一三五五の四二、字北吉ヶ沢一三五七の一、一三五七の四九、一三五七の五一、一三五七の五二、一三六〇の四七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに須坂市役所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大阪府豊能郡能勢町宿野四四五の八、四四五の九、四四五の一九（次の図に示す部分に限る。）、四四五の三七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び能勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡池田町大字会染七四五七の一、七四五七の二、七四六〇、七四六四から七四六七まで、須坂市大字井上字辛沢三一八六の一・三一八七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに須坂市役所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字高府字東大門一五六五二の三、一五六五三の一、一五六五五の四、一五六五五の五、字外石一九六三一の一、一九六三一の二、一九六三二、一九六三八から一九六四四まで、字大川坂四一七二の一、四一九八、四一九九、字大川東四二〇五、大字稲丘字西林五六〇一の一、五六〇三の二、大字瀬戸川字宮之入四七四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字南吉ヶ沢一三五五の一、一三五五の二四、一三五五の二八、一三五五の四二、字北吉ヶ沢一三五七の一、一三五七の四九、一三五七の五一、一三五七の五二、一三六〇の四七

二　指定の目的　水源の涵養